

奈良県告示第二百二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定による道路を次のとおり指定した。

平成二十六年八月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 道路の種類

道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路

二 路線名

一般県道大和郡山広陵線

三 道路の指定区域

生駒郡安堵町大字東安堵二五八番三から生駒郡安堵町大字東安堵二〇五番一まで

四 道路の幅員 一二・五〇〇メートルから二三・〇一四メートル

五 道路の延長 二六五・〇メートル

六 指定年月日 平成二十六年八月二十日